

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市においては、東京や横浜への通勤通学に便利な立地条件にあるため、ベッドタウンとして多くの住宅が建てられ、これまで人口の増加が続き、直近では24万人を超えたところではあるが、ここでピークを迎え、今後はなだらかに人口減少に転じると見込んでいる

昭和初期より工場が建設され、鉄道による原料や製品などの輸送も行われたことにより工場の増加、また、それに伴う人口増加が起きてきた。

住工混在のために本市では工業、商業がともに栄えてきた背景があるが、地域経済分析システムでは、特に非鉄金属、はん用・生産用・業務用機械が全国と比較しても産業別修正特化係数が高く、製造業が市の基盤産業となっているといえる。

しかしながら、労働生産性で見たときには全国平均よりも低い数字となり、本市の経済の維持・発展のためには先端設備などを導入することで労働生産性を向上させる必要がある。

市内製造業者の規模別割合を見ると、全体の約98%が中小企業者ではあるが、売上高や付加価値額について市内産業の中で大きな割合を占めており、中小製造業者が地域経済の中で欠かせない存在であるといえる。

商業については、市内産業の中では卸・小売業者の事業所数が多いものの、年間商品販売額を大型ショッピングモールが存在する近隣市と比較した場合、低い水準にあり、生活関連産業については市民の購買力流出が見られる。

このほかに、中小企業者の人手不足や事業承継問題といった課題が全国的にあり、本市においても同じ状況にある。これは売り手市場という世間的な状況がある一方で、市内中小企業者の労働環境の改善や企業者情報の発信について進んでいないことが挙げられる。この解消のためには生産性向上による労働環境の改善を実現し、人材の確保により人手不足と事業承継問題の解消を図る必要がある。

このような状況の中、インフラ面では首都圏中央連絡自動車道を活用した物流の利便性向上、さがみロボット産業特区の第二期計画による対象産業の拡充により、引き続き既存企業者の新規分野への進出や新規参入企業者の立地など、さらなる市内産業の発展も考えられる。

また、本市では企業等立地等促進条例により企業者の立地や新規設備投資の促進、事業所内保育施設や特例子会社の設置の促進により、企業者などの成長と雇用の創出、地域経済の活性化を図ることを目的に支援事業を実施している。

(2) 目標

認定経営革新等支援機関と協力し、制度の周知や先端設備等導入計画の作成支援

を行い、先端設備等導入計画の年間認定数30件を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応などの厳しい事業環境を乗り越えるため、中小企業者の老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図り、企業者の永続的な操業を持って地域経済の発展を図ることとし、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、商工業が混在し、どちらもが地域経済に果たす役割が大きい。そのため、本計画において対象とする設備は、多様なニーズに柔軟に対応し、生産性の向上を図るため、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市では企業者の設備投資や立地の支援について、市内全域を対象としているため、本計画の対象地域についても市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、商工業が混在し、どちらもが地域経済に果たす役割が大きい。そのため、本計画において対象とする業種及び事業は、多様なニーズに柔軟に対応し、生産性の向上を図るため、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、すべての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

○申請資格

次のいずれかの事項に該当する中小企業者は申請することが出来ない。

- ・会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続きをしているもの。
- ・茅ヶ崎市から指名停止を受けているもの。
- ・市税を滞納しているもの。

・申請者が次の各号のいずれかに該当するとき。

- ア 申請者が個人である場合には、その者が、茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第3号に定める暴力団員又は同条第4号に定める暴力団員等（以下この条及び次条において「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は申請者が法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、その者が、同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- イ 申請者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下この条において、「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
- ウ 申請者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- エ 申請者等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）、支店又は営業所（業務を遂行する主たる事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

○計画の認定

先端設備等導入計画の認定を受けようとする中小企業者は、設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上する計画になっているかについて、認定経営革新支援機関から確認を受けた後に、先端設備等導入計画の認定を市へ申請する。

市は本計画に定める範囲内で作成された先端設備等導入計画であることを確認し、計画の認定を行う。

ただし、計画の認定について、次の要件に当てはまる場合は認定をしない。

- ・雇用の安定に配慮する必要があることから、人員削減を目的とした先端設備等導入計画である場合。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる先端設備等導入計画である場合。

○先端設備等導入計画の進捗状況調査

市は先端設備等導入計画の進捗状況を確認することができる。

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者は、進捗状況の報告を求められた際には、その求めに応じなければならない。